



区のおしらせ

令和7年(2025年)

3/15

No.1959

毎月1日・15日
25日(地域版)発行

せたがや

SETAGAYA



ヤングケアラーが 日常的にしていること

- 家事やきょうだいの世話
- 精神的なケア(話し相手になる、愚痴を聞くなど)
- 身体的なケア(介護、見守りなど)
- 医療的なケア(服薬管理、通院同行など)
- 家計を支えるための労働



知ってもらいたい ヤングケアラーの声

皆で支え合う社会に向けて 今、私たちにできること

ヤングケアラーは、家事や家族の世話、気遣いなどを日常的にしている子どもや若者です。
ヤングケアラーの今と未来のために何ができるのか、一緒に考えてみませんか？

関子ども家庭課 ☎5432-2569 FAX 5432-3081 区HPQ 2105

ヤングケアラーは どのような 子ども・若者でしょうか？

ここに掲載しているのは、ヤングケアラーが日常的にしているケアと、それによって制限されやすいことの一例です。

本人が気づかない間に負担が大きくなっていることがあります。また、年齢が上がるにつれて、ケアの責任や負担が大きくなりやすいことが分かっています。

責任や負担の重さにより、 制限されやすいこと

- 勉強時間の確保や受験・進学をすること
- 自由な時間を持つこと
- 心と体を休めること
- 自由に就職先を選ぶこと
- 収入を自分のために使うこと
- 一人暮らしを始めること



ヤングケアラーコーディネーター (子ども・若者スマイルサポーター)

ヤングケアラーについて、どなたでも相談できます。
お気軽にご連絡ください。

☎ 050-1706-5807
(月～金曜(祝・休日を除く)午前9時30分～午後6時30分)
✉ setagaya.ycc@youngcarerjapan.com

区HPQ 19351

ヤングケアラーさぽーとるーむ (LINE相談)

相談は24時間受け付けています。
月～金曜(祝・休日を除く)
正午～午後8時に、
相談員より返信します。

世田谷区
ヤングケアラー
さぽーとるーむ



区HPQ 19461

2面では、
世田谷区ヤングケアラー
コーディネーターに
お話を伺いました



主な内容 ▶ 第46回せたがやふるさと区民まつり 協賛・ステージ出演団体募集…3面 | 証明書はお近くのコンビニで…8面 | 教員の働き方改革を推進していきます…8面



世田谷区長
のぶと
保坂展人

「ヤングケアラー」という言葉を耳にしたことがあるでしょうか。ヤングケアラーは、日常的に家事や家族の世話、見守り、ケアなどを行っている子どもや若者です。

ヤングケアラーの背景には、家族の世話や介護の負担のほか、精神面や金銭面での負担など、様々な問題が存在します。こうした環境が、子どもの権利や健全な成長・発達、進路選択などの面で、将来にわたって影響を及ぼすことが分かっています。

昨年6月には子ども・若者育成支援推進法が改正され、ヤングケアラーは、法律上も支援が必要な対象として明記されました。教育・高齢・障害・生活福祉・医療・地域の支援団体等の関係機関が連絡を取り合っており、ヤングケアラーとその家族に寄り添い、必要な支援へ早期につながる事ができる環境づくりが重要です。

区では、昨年7月から、ヤングケアラーコーディネーターの配置と、当事者が直接相談できるLINE相談窓口を開始しました。この間、当事者や関係機関から多くのご相談をいただいています。周囲の気づきから支援へとつなげ、ヤングケアラーを孤立させない取組みを進めます。

ヤングケアラーを見守り、支える社会に向けて